

建築基準法（以下「法」という。）第70条第1項の規定に基づき提出されました次の建築協定書について、法第73条第1項の規定により当該建築協定を認可しましたので、同条第2項の規定に基づき公告します。

その建築協定書は、法第73条第3項の規定に基づき、京都市都市計画局建築指導部建築指導課において一般の縦覧に供します。

平成20年9月19日

京都市長 門川大作

1 申請者の住所及び氏名

京都市西京区御陵大枝山町6丁目5番地の7

河島 恵輔

2 建築協定の名称

京都市西京区桂坂第7地区建築協定

3 建築協定区域

京都市西京区御陵大枝山町6丁目2番地の1, 3番地の1, 3番地の3, 3番地の4, 5番地の1, 5番地の2, 5番地の4から5番地の7まで, 6番地の1, 6番地の3から6番地の17まで, 7番地の1から7番地の17まで, 8番地の1から8番地の8まで, 8番地の10から8番地の16まで, 27番地の1から27番地の3まで, 27番地の5, 27番地の7, 27番地の8, 27番地の10から27番地の17まで, 28番地の1から28番地の11まで, 28番地の14, 28番地の15, 29番地の1から29番地の3まで, 29番地の5, 29番地の8, 29番地の10から29番地の12まで, 29番地の14から29番地の17まで, 30番地の1, 30番地の2及び30番地の6

4 建築協定区域隣接地

京都市西京区御陵大枝山町6丁目2番地の2, 3番地の2, 5番地の3,

6番地の2, 8番地の9, 8番地の17, 27番地の4, 27番地の6, 27番地の9, 28番地の12, 28番地の13, 28番地の16, 28番地の17, 29番地の4, 29番地の6, 29番地の7, 29番地の9, 29番地の13, 30番地の3から30番地の5まで及び30番地の7

5 建築協定の事項

建築物の敷地, 位置, 構造, 用途, 形態, 意匠, 建築設備及びその他の事項

6 協定の期間

10年間

7 認可年月日及び番号

平成20年9月12日付け第13-002号

(都市計画局建築指導部建築指導課)